「安全で健全な教育環境の維持に向けた基本方針」
（カスタマーハラスメントに対する基本方針）

1. 基本姿勢

日立工業専修学校（以下「本校」といいます）は、次世代を担う技術者・社会人の育成を目指し、生徒一人ひとりの成長を支える教育活動および寮生活の運営に取り組んでおります。より良い教育を実現するためには、生徒、保護者、出身中学校、連携企業をはじめとするすべての関係者の皆様との相互理解と信頼関係が不可欠です。本校では、皆様からのご意見やご要望に真摯に耳を傾け、誠実に対応することを基本としております。

一方で、株式会社日立製作所の一組織として「日立グループ人権方針」および行動規範に基づき、教育現場で働くすべての教職員・スタッフの尊厳と心身の安全を守る責務を有しています。教職員が安心して業務に従事できる環境を維持することが、結果として生徒への質の高い教育・指導につながるという考えのもと、社会通念上著しく妥当性を欠く言動やハラスメント行為に対しては、組織として毅然と対応いたします。

2. 対象となる行為（カスタマーハラスメントの定義）

本校では、保護者や関係者等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、教職員の就業環境や生徒の教育環境が害される行為を「カスタマーハラスメント」と定義します。

具体的には、以下のような行為が該当します（これらに限られるものではありません）。

（1）身体的・精神的な攻撃

・暴行、傷害、威嚇、脅迫、土下座の要求

・大声での怒鳴りつけ、侮辱、人格を否定する発言、差別的・性的な言動

（2）過度な拘束・業務妨害

・合理的な理由のない長時間の電話、対面での拘束、居座り、頻繁な呼び出し

・無許可での学校（寮）敷地内立ち入りや教職員および生徒の無断撮影や録音

（3）不当・過剰な要求

・成績評価、進級・卒業認定、生活指導や懲戒処分等に対する、客観的根拠を欠く変更の強要や不相当な謝罪の要求

・教職員個人への処罰の要求、または金銭的補償等の不当な要求

（4）プライバシーの侵害・誹謗中傷

・教職員や関係者の個人情報（氏名、顔写真、連絡先等）の無断公開

・SNS やインターネット掲示板等における、本校や教職員に対する虚偽情報の拡散や誹謗中傷

3. 対象行為への対応措置

上記の行為が確認された場合、本校は現場の教職員個人に委ねることなく、学校組織として以下の措置を講じます。

（1）対応の中止・退去要請：

複数名での対応への切り替えや、警告のうえでの電話・面談の打ち切り、校内・寮内からの退去要請を行います。

（2）外部機関との連携：

悪質性が高いと判断した場合や業務への支障が著しい場合は、日立製作所本社の法務・人事部門、顧問弁護士、警察、関係行政機関等と連携し、法的措置を含め厳正に対処します。

（3）教育上の措置：

保護者の著しいハラスメント行為等により、本校との信頼関係および健全な教育環境の維持が極めて困難であると判断された場合には、学則等に基づき厳正な対応を検討することがあります。

4. 校内体制の整備

（1）教職員が一人で問題を抱え込まないよう、校内および日立グループ内の相談・通報窓口を明確化し、迅速な報告・連携体制を運用します。

（2）ハラスメントへの適切な初期対応および記録化に関する研修・マニュアル整備を継続的に実施します。

5. おわりに

本校は今後も、皆様との建設的な対話を通じて、生徒が安心して学び成長できる環境づくりに努めてまいります。

本方針の趣旨をご理解いただき、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 11 月 16 日　　株式会社日立製作所 日立工業専修学校 校長　今泉　良